改正後	改正前
［略］ 備考１～４　［略］ ［削る。］ ５　［略］	［同上］ 備考１～４　［同上］ ５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。 ６　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第十五　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
様式第１（第23条関係） 貯　蔵　計　画 年　月　日 原子力規制委員会　殿 住　所 氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） ［略］ 注　［略］ 備考１・２　［略］	**様式第１**（第23条関係） 貯　蔵　計　画 年　月　日 原子力規制委員会　殿 住所 氏名　㊞ （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） ［同上］ 注　［同上］ 備考１・２　［同上］
様式第２（第48条関係） 年度　期放射線管理等報告書 年　月　日 原子力規制委員会　殿 住　所 氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） ［略］	**様式第２**（第48条関係） 年度　期放射線管理等報告書 年　月　日 原子力規制委員会　殿 住　所 氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）　㊞ ［同上］
事　業　所　［略］ ［削る。］	事　業　所　［同上］ 事務上の連絡先　名　称 所　在　地　電話番号（　） 連絡員の氏名　所属部課名（　）
注１～５　［略］ その他　［略］ 備考　［略］ ［削る。］ ［削る。］	注１～５　［同上］ その他　［同上］ 備考１　［同上］ ２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。 ３　第51条の規定により、電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては、押印することを要しない。